

## Client Alert

2 September 2020

### ミャンマー新商標の優先出願期間の開始日が決定

#### 本アラートに関する お問い合わせ先



高瀬 健作  
パートナー  
03 6271 9752  
[kensaku.takase@bakermckenzie.com](mailto:kensaku.takase@bakermckenzie.com)



竹中 陽輔  
パートナー  
03 6271 9548  
[yosuke.takenaka@bakermckenzie.com](mailto:yosuke.takenaka@bakermckenzie.com)



山頭 めぐみ  
アソシエイト  
03 6271 9538  
[megumi.santo@bakermckenzie.com](mailto:megumi.santo@bakermckenzie.com)

2020年8月28日、ミャンマー商業省により、新ミャンマー商標法のもとにおける「トランジションピリオド(商標の優先出願期間)」が、2020年10月1日に開始される旨発表された。

いままで、ミャンマーでは商標登録制度は存在していなかったが、新たに施行される新商標法の下において、「先願主義」に基づく商標登録制度がスタートする。これに先立ち、現在、ミャンマーにおいて何らかの権利を有している者に対して、商標を優先的に出願する期間(トランジションピリオド)が設けられる(新商標法は、この「トランジションピリオド」終了後に開始され、通常の出願も新商標法の施行後に行うことが可能となる)。

この「トランジションピリオド(商標の優先出願期間)」は、当初「2020年1月に開始する」と言われていたが、種々の理由により約10か月程度遅れてのスタートとなった。

2020年10月1日から開始される「トランジションピリオド(商標の優先出願期間)」に出願できる者は、(i)現在の制度下で商標の登記を行っている者と、(ii)ミャンマーで商標を使用している者に限られる。また、「トランジションピリオド」に出願できる商標と指定商品・役務は、現在登記されている商標/商品・役務または使用されている商標/商品・役務と同一である必要がある。

現在の制度下で商標の登記を行っておらず、ミャンマーで商標の使用もしていない場合には、「トランジションピリオド(商標の優先出願期間)」内に商標登録出願をすることはできず、新商標法がスタートした後に出願することになる。

「トランジションピリオド(商標の優先出願期間)」内で出願するためには、現在の制度下で商標が登記されていること、ミャンマーで使用されていることなどを立証する必要があるため、留意されたい。